

福岡県公報

平成21年 3 月 18 日
第 2 9 4 4 号

目 次

告 示 (第478号 - 第499号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課)	3
道路の区域の変更 (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (道路維持課)	4
市街地再開発組合の理事長の住所の変更の届出 (都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	5
土地改良区の解散の認可 (農村整備課)	5
土地改良区の清算人の就任 (農村整備課)	5
家畜の検査の実施 (畜産課)	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課)	8

道路の区域の変更 (道路維持課)	8
道路の供用の開始 (道路維持課)	9
道路の区域の変更 (道路維持課)	9

公 告

一般競争入札の実施 (システム管理課)	9
一般競争入札の実施 (県民情報広報課)	11
一般競争入札の実施 (県民情報広報課)	13
一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	15
一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	17
一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	19

公安委員会

意見募集の結果の公示 (警察本部生活経済課)	22
意見募集の結果の公示 (警察本部捜査第四課)	23
警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課)	23

収用委員会

土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課)	25
---------------------------------	----

再 掲

家畜伝染病予防法第 9 条に基づく消毒の実施 (畜産課)	26
---------------------------------------	----

告 示

福岡県告示第478号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成21年 3 月 18 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス穂波店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市太郎丸933

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
住宅に隣接しているため、騒音対策には十分な配慮をお願いしたい。特に荷捌き作業時の騒音には十分注意し、対策をお願いしたい。
- (5) 廃棄物に係る事項等
一般廃棄物の排出については、飯塚市の分別基準に従って適正に分別し、保管し、指定袋に収納するとともに、収集、運搬に関しては市の許可業者との契約をお願いしたい。
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他
飯塚市都市計画課では、「飯塚市都市景観条例」第18条第1項の大規模建築物等の新築等の届出が必要である。また、店舗名等を表示する広告物については、「福岡県屋外広告物条例」による許可が必要である。(都市計画課意見)
新店舗に係る開発行為で排水等の協議が必要である。また、地元協議が必要となる可能性があるため、排水経路の通知が必要である。(農林課、穂波支所経済建設課意見)

福岡県告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年3月11日農林水産省告示第495号（1及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年4月11日福岡県告示第732号
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

福岡県告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成8年4月8日農林水産省告示第460号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに福岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第889号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第890号（2及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第893号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一 般 国 道	322 号	前	田川市大字伊田3444番2先 から 同市寿町3027番2先まで	11.8 ~ 29.5	71.0
			後	同上	17.3 ~ 32.5	71.0

福岡県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	322 号	田川市大字伊田3444番2先から 同市寿町3027番2先まで

福岡県告示第488号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、西小倉駅前第一地区市街地再開発組合から理事長の住所変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 理事長の氏名
毛利 一彦
- 理事長の住所
(変更前) 北九州市小倉北区室町二丁目9番20号
(変更後) 北九州市小倉北区大門一丁目4番11-801号

福岡県告示第489号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字頓野字茅場2738、2740-1、2740-3、2740-4、2741-1、2741-4、2741-5、2742-1、2742-5、2742-6、2743-1、2743-2、2743-4、2743-5、2744から2746まで、2747-1から2747-3まで、2748-1、2748-3、2749-1、2750-1から2750-9まで、2751-1から2751-3まで、2752-1から2752-5まで、2753-1、2754-1、2755-1から2755-3まで、2756-1から2756-4まで

、2757 - 1、2757 - 3、2758 - 1、2758 - 3、2759 - 1、2759 - 2、2760 - 1、2760 - 3、2760 - 5、2761 - 1、2761 - 4、2762 - 1、2762 - 5、大字下境字高山田821 - 1から821 - 3まで、821 - 7から821 - 9まで、821 - 11から821 - 17まで、821 - 20から821 - 25まで、822 - 1、822 - 4から822 - 28まで、823 - 1、823 - 2、824 - 1、824 - 5、824 - 6、825 - 1、825 - 3から825 - 5まで、826 - 1、831 - 1、832 - 1、832 - 3、832 - 4、833、834 - 1から834 - 8まで、835 - 1から835 - 3まで、836 - 1、836 - 3、836 - 4、837 - 1、837 - 3、837 - 4、838、839 - 1、839 - 4、839 - 5、840 - 1、841、842 - 1、849 - 1、849 - 3、849 - 4、850 - 1、850 - 2、851 - 1、851 - 3から851 - 6まで、852 - 1、852 - 3、852 - 4、853 - 1、853 - 5から853 - 7まで、854 - 1、854 - 5、854 - 6、858 - 4、860 - 7、861 - 4、869 - 7、870 - 3、874 - 3、902 - 3、903 - 15、909 - 3、910 - 3及び911 - 4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市大字下境2400番地

森田製菓有限公司 代表取締役 森田 長吉

福岡県告示第490号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ国分店

(2) 所在地 福岡県久留米市国分町字立割980 - 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第491号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグ&フレッシュトライアル久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市御井旗崎四丁目1 - 6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第492号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したため、同条第3項の規定により公告する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
第一大橋土地改良区	平成21年3月9日

福岡県告示第493号

解散した清算人第一大橋土地改良区から清算人の就任の届出があったため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
鹿毛 林	久留米市大橋町常持919番地 2 の 1
中野 義 則	〃 〃 常持367番地 1
石井 保 利	〃 〃 合楽538番地 3
秋永 一 芳	〃 〃 常持1167番地 1
平塚 英 敏	〃 〃 常持374番地 2
西田 信 輝	〃 〃 合楽864番地 3
柳 瀬 哲	〃 〃 合楽184番地 1
穴見 治 義	〃 草野町草野835番地 1
秋永 昌 昭	〃 大橋町常持230番地 1
島津 清 晴	〃 善導寺町島705番地
西田 満 博	〃 大橋町合楽406番地
石橋 一 男	〃 田主丸町中尾1774番地 2
山川 茂 之	〃 大橋町常持836番地
久保山 一 年	〃 田主丸町中尾1205番地
古賀 一 成	〃 大橋町常持935番地 2
宮崎 文 利	〃 草野町矢作131番地 4
中村 康 胤	〃 大橋町合楽422番地

福岡県告示第494号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐^モ蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、ブルータング、アカバネ病、チュ

ウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法
次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(凝集反応検査及び補体結合反応検査)、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(酵素免疫測定検査)、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応検査)、疫学的検査及び臨床検査

家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)	知事が家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(凝集反応検査)、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキ一病	知事がオーエスキ一病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応検査)、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
ブルータンク	知事がブルータンクの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応検査)、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)疫学的検査及び臨床検査

アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第495号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第475号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道(筑紫野市施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和51年1月10日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成20年福岡県告示第475号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。
筑紫野市大字筑紫の一部

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年8月福岡県告示第1376号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道（筑前町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月15日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成6年福岡県告示第1108号、平成12年福岡県告示第987号、平成14年福岡県告示第92号、平成18年福岡県告示第663号、平成18年福岡県告示第1665号及び平成20年福岡県告示第1376号の事業地に、次の区域を加える。

- 朝倉郡筑前町 四三島 字向原、字屋形原、字外和崎の一部
- 下高場 字小隈、字松ノ木の一部
- 東小田 字巡尾、字サヤテ、字慮木藪の一部
- 三牟田 字柏木、字下柏木、字牟田、字大村屋舗、字浦山、字井ノ上、字前田、字松元、字稲吉の一部
- 砥 上 字瓜戸、字祭田、字上林、字梶原の一部
- 曽根田 字町畑、字前田、字大門、字岩園、字井尻、字馬場、字中村、字立、字山口、字炭焼の一部

三 並 字本宮、字高田林、字炭焼、字勝山、字人仲、字大園、字栗ヶ本、字屋敷、字万久、字来ヶ町、字法福寺、字柿木原、字中原、字門出、字ヒエダ、字梶原、字杉田、字妙見、字小浦、字万才の一部

畑 島 字蔵谷、字柴原、字桜林の一部

平成6年福岡県告示第1108号、平成12年福岡県告示第987号、平成14年福岡県告示第92号、平成18年福岡県告示第663号、平成18年福岡県告示第1665号及び平成20年福岡県告示第1376号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

朝倉郡筑前町 安 野 字上大和、字下大和の一部

下高場 字市沼、字鬼丸、字中高場、字七反坪の一部

東小田 字川原田、字昭和、字脇田、字野田の一部

松 延 字川原の一部

曾根田 字口ヶ坪の一部

三 並 字陣ノ内の一部

畑 島 字山ノ口の一部

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

北九州	県 道	中 間 田 線	前	中間市大字垣生96番5先から 同市大字垣生729番3先まで	5.6 ~ 18.4	807.0
			前	中間市大字垣生96番1先から 同市大字垣生729番4先まで	15.4 ~ 106.2	784.0
			後	同上	15.4 ~ 34.0	784.0

福岡県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中 間 田 線	中間市大字垣生140番先から 同市大字垣生837番14先まで

福岡県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一 般 国 道	200 号	前	飯塚市枝国272番1先から 同市枝国269番7先まで	27.5 ~ 29.0	32.0
			後	同上	26.0 ~ 28.0	32.0

公 告

公告

平成21年度パソコン等ウィルス対策ソフトの賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 賃貸借内容

- (1) 賃貸借契約の名称
平成21年度パソコン等ウィルス対策ソフトの賃貸借契約
- (2) 賃貸借契約の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部システム管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県

告示第711号)」に定める資格を得ている者であること。

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年3月30日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
05	02	電気通信機器	AA又はA
13	07	ソフトウェア開発	AA又はA
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課 (情報基盤班)
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 643 - 3194

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成21年3月27日 (金) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年3月27日 (金) 午後5時00分

(3) 提出方法

直接

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成21年3月30日 (月) 午後1時30分

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国 (独立行政法人等を含む。) との同種・同規模の契約を履行 (2件以上) したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務並びに仕分、梱包及び配送業務の委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務並びに仕分、梱包及び配送業務の委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成22年3月31日まで

(4) 納入場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年3月31日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05(運送)又は13-11(そ

の他)で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者(事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。)

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布又は配送とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布又は配送とする。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

平成21年3月18日(水)から平成21年3月31日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年3月31日(火)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 行政11号会議室(南棟地下1階)

(2) 日時

平成21年4月1日(水)午前11時

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(平成20年度配布部数の実績に1部当たりの単価(消費税及び地方消費税を含む。))を乗じて得た額と平成20年度配送箇所数の実績に1箇所当たりの単価(消費税及び地方消費税を含む。))を乗じて得た額を合算した額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(平成20年度配布部数の実績に1部当たりの単価(消費税及び地方消費

税を含む。) を乗じて得た額と平成20年度配送箇所数の実績に1箇所当たりの単価(消費税及び地方消費税を含む。) を乗じて得た額を合算した額) の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。) との同種・同規模の契約を履行(2件) したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。) を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する調達役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達役務の名称及び数量
新聞定期広告
朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回
- (2) 調達役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から平成22年3月31日まで

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年3月31日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06(広告宣伝)で、「AA」の等級に格付されている者(事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級

の格付の確認をすること。)

- (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、新聞(一般紙)広告とする。
- イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成21年3月18日(水)から平成21年3月31日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成21年3月31日(火) 午後5時00分

- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁 行政11号会議室(行政棟地下1階)
- (2) 日時
平成21年4月1日(水) 午前10時30分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(見積金額とは、消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合(同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量
男女警察官用警備靴 700足程度

(2) 調達物品の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限
契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所
福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年4月2日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百貨	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2590
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成21年3月18日（水）から平成21年3月30日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成21年4月2日（木）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成21年4月3日（金）午前11時00分
- 10 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積単価（各調達物品1足当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1足当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容（1件）

- (1) 調達物品の名称及び数量

男性警察官用冬制帽（雨覆い付）	2,200個程度
男性警察官用合制帽（雨覆い付）	2,200個程度
男性警察官用夏制帽（雨覆い付）	2,000個程度
女性警察官用冬制帽（雨覆い付）	80個程度
女性警察官用合制帽（雨覆い付）	80個程度
女性警察官用夏制帽（雨覆い付）	70個程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年4月2日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(9) 福岡県内に本店、支店、又は営業所等を有する事業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年3月18日(水)から平成21年3月30日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年3月18日(水)から平成21年3月30日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年4月2日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成21年4月3日(金) 午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価(各調達物品1個当たりの単価)に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価(各調達物品1個当たりの単価)に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

遅すぎた反省（印刷） 766,000部程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日（水）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部運転免許試験課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年4月1日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	AA、A
03	02	活版印刷	AA、A
03	04	製本	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2590

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年3月18日（水）から平成21年3月30日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便（簡易書留に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年3月18日（水）から平成21年3月30日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年4月1日(水)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成21年4月2日(木)午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第69号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）

第37条第1項の規定に基づき、平成20年11月27日から同年12月26日までの間、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第52号）の施行に伴う処分基準（案）」について意見公募手続を実施したところ、意見は提出されなかったが、他の規程等との整合を図るため、表記内容を一部変更した上で、行政手続条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成21年3月18日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

- (1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第13条の規定に基づくインターネット異性紹介事業者に対する指示処分の基準
- (2) 法第14条第1項の規定に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令処分の基準
- (3) 法第14条第2項の規定に基づくインターネット異性紹介事業の廃止命令処分の基準
- (4) 法第15条第2項第1号の規定に基づくインターネット異性紹介事業者に対する指示処分の基準
- (5) 法第15条第2項第2号の規定に基づくインターネット異性紹介事業の停止命令処分の基準

2 処分基準の案の公示の日

平成20年11月27日

3 提出意見

無し

4 表記の変更

- (1) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分の基準」について、

第2条第1項の「第1条で定める罪」を「第1条に規定する罪」に変更

第3条の見出し「（事業停止命令処分との関係）」を「（事業の停止命令処分との関係）」に変更する。

- (2) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業の停止命令処分の基準」について、

「事業停止命令処分」を「事業の停止命令処分」に変更

第2条(2)の「この法律に規定する罪にあっては、」を「本法」に変更

第2条(2)の「第35条」の前に「本法」を追記

第2条(2)の「第1条で定めるもの」を「第1条に規定するもの」に変更

第5条(1)の「A 基準期間、短期、長期とも6月」を「A 基準期間、短期及び長期は、6月とする。」に変更

第5条(2)の「B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月」の後に「とする。」を追記

第5条(3)の「C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月」の後に「とする。」を追記

第5条(4)の「D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月」の後に「とする。」を追記

第5条(5)の「E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月」の後に「とする。」を追記

第5条(6)の「F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日」の後に「とする。」を追記

第5条(7)の「N 基準期間、短期、長期とも6月」を「N 基準期間、短期及び長期は、6月とする。」に変更

第9条の「改悛」を「改しゅん」に変更する。

- (3) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規則等に関する法律に基づく事業の停止命令処分の基準」の別表について、法律の題名の後に法律番号を追記する。

5 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活経済課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第71号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（案）」について平成21年1月28日から同年2月26日までの間、意見公募手続を実施したが、意見が提出されなかつたので、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成21年3月18日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第72号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成21年3月18日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成21年4月20日（月）から同年4月28日（火）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成21年5月20日（水）から同年5月28日（木）までの間		

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

60名（各講習30名）

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定

する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成21年4月1日（水）から同年4月3日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
 福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及

び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年3月18日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・3・47号藤崎四箇線及び3・2・9号博多姪浜線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡市早良区百道二丁目	15番	宅地	360.78（360.75）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積24.77平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構

東京都文京区後楽一丁目4番10号

土地所有者川島憲一の持分100万分の26595、土地所有者川島キヌヨの持分100万分の26595及び土地所有者登記名義人稼茂の持分10万分の5319に設定された抵当権

(2) 株式会社佐賀銀行

佐賀市唐人二丁目7番20号

土地所有者有限会社デンの持分10万分の5319に設定された根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年3月6日

別表

	氏名	住所	持分
1	伊藤 勉	福岡市西区西の丘三丁目24番1号	10万分の8175
2	伊藤 俊彦	福岡市早良区有田一丁目12番19号	10万分の6721
3	山下 照政	福岡市早良区百道二丁目8番6号-201号	10万分の5319
4	有限会社デン	福岡市早良区百道二丁目8番6号-202号	10万分の5319
5	西村 美佐子	福岡市早良区百道二丁目8番6号-301号	10万分の5319
6	鐙田 れい	福岡市早良区百道二丁目8番6号-302号	10万分の5319
7	田口 ちえ子	福岡市早良区有田三丁目8番39号	10万分の5319
8	吉満 和子	福岡市早良区百道二丁目8番6号-402号	10万分の5319
9	北村 由子	福岡市中央区薬院三丁目3番23-403号	10万分の5319
10	川島 憲一	福岡県八女郡立花町大字谷川284番地	100万分の26595
11	川島 キヌヨ	福岡県八女郡立花町大字谷川284番地	100万分の26595
12	山内 秀一郎	長崎県佐世保市早岐一丁目8番5号	10万分の5319

13	増田 利彦	福岡市西区愛宕浜一丁目6番8号	10万分の5319
14	冬野 千鶴子	佐賀県唐津市相知町相知2341番地	10万分の5319
15	古野 正志	福岡市早良区百道二丁目8番6号 - 702号	100万分の26595
16	古野 幹子	福岡市早良区百道二丁目8番6号 - 702号	100万分の26595
17	登記名義人 稼 茂 法定相続人 稼 多壽子 (法定相続分2分の1)	福岡市早良区百道二丁目8番6号 - 801号	10万分の5319
	稼 宏治 (法定相続分2分の1)	福岡市早良区田隈一丁目3番5号	
18	本村 彰宏	福岡市早良区百道二丁目8番6号 - 802号	10万分の5319
19	有限会社西岡総業	福岡県前原市前原駅南一丁目24番10 - 306号	10万分の5319
20	渡邊 一郎	山口県美祢市大嶺町東分318番地	10万分の5319

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第479号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施させるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により公示する。

平成21年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施の目的

愛知県豊橋市の採卵用うずら飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、今後の発生予防に万全を期すための緊急措置として、家きん飼育施設での消毒薬の散布を徹底することが重要であるため。

2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施の期日	実施の対象	実施の方法
知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上消毒が必要と認めた区域	平成21年3月10日から 平成21年3月31日まで	100羽以上の養鶏場及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼育施設。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う施設を除く。	消石灰等の消毒薬の飼育施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布